

「イクボス」の普及・拡大業務委託仕様書

1 業務名

「イクボス」の普及・拡大業務

2 目的

部下のワーク・ライフ・バランスを実現しながら、成果を上げるマネジメントができる管理職を指す「イクボス」の普及・拡大に向け、企業をはじめとする、多くの人に「イクボス」の理念や取組について、発信することを目的とする。

3 業務内容

本委託業務の内容は下記（１）～（３）のとおり。これを踏まえ、「①実施方針」、「②コンテンツ」、「③実施体制」、「④実施スケジュール」を提案すること。

なお、事業実施に当たっては、日本創生のための将来世代応援知事同盟と協議の上決定すること。

（１）中小企業等を対象としたオンラインセミナーの実施

ア 対象者

中小企業の経営者及び人事管理労務担当者等

イ 実施回数

１回

ウ 内容

- ・オンラインで実施すること。
- ・イクボスの普及啓発を目的とした内容とすること。
- ・アンケートを実施すること（内容については、日本創生のための将来世代応援知事同盟と協議の上、決定すること。）。

エ 留意事項

- ・当セミナーを実施するにあたり、日本創生のための将来世代応援知事同盟の参加道府県のホームページを活用して、周知を図るため、チラシを作成すること。
- ・当セミナーに係る費用（チラシ作成費用や講師謝金・旅費等）はすべて受託者が負担すること。

（２）知事と子育て中の職員等との意見交換・交流（以下「意見交換・交流」という。）の実施及び動画撮影

「イクボス」の普及・拡大に向け、企業等の模範となるよう、県のトップである県知事自らが子育て中の職員（こども同伴での参加可能）と意見交換・交流を行い、その様子を動画撮影する。

ア 実施県

１１県（宮城県、秋田県、福島県、茨城県、富山県、福井県、三重県、滋賀県、高知県、長崎県、熊本県）のうち２県で実施する。

※熊本県は必ず開催し、その他希望県の１県で開催すること。

イ 実施回数

上記アで選定した県で各１回

ウ 内容

- ・上記（ア）で選定した県において、各県の知事と子育て中の職員（こども同伴での参加可能）が意見交換・交流を行う場を設ける。
- ・意見交換・交流については、原則、職員の人数は１０人程度、場所は参加する県の庁舎内、時間は１時間程度で実施すること（原則、実施する各県が場所及び日程を選定する）。意見交換・交流の実施内容等は提案事項とする。
- ・意見交換・交流の様子を動画撮影する。

（３）イクボスの啓発動画の作成

上記（２）の動画に加えて、１１県（宮城県、秋田県、福島県、茨城県、富山県、福井県、三重県、滋賀県、高知県、長崎県、熊本県）すべての知事全員からのメッセージ（イクボス宣言）を掲載（静止画）したイクボスの啓発動画を作成する（知事のメッセージ（イクボス宣言）については、各県から受託者へ提供する）。

なお、イクボスの啓発につながるような動画の作成イメージ（より詳細な内容）や時間等については、提案事項とする。

4 委託期間

契約締結の日から令和８年（２０２６年）３月１９日（木）まで

5 成果品

提出する成果品は次のとおりとする。

（１）報告書（紙媒体（２部）及び電子データで提出すること）

- ・セミナーの開催日程・会場、参加者数、セミナー内容、配布資料（レジュメ）、アンケート等をまとめたもの
- ・意見交換・交流の開催日程・会場、参加者数、内容等を取りまとめたもの

（２）イクボスの啓発動画

DVD等に動画を保存したもの（１２枚）

6 その他

- （１）本事業の遂行にあたっては、日本創生のための将来世代応援知事同盟と十分に協議を行いながら実施すること。
- （２）日本創生のための将来世代応援知事同盟は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に可能な限り協力することとする。受託者は日本創生のための将来世代応援知事同盟から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに日本創生のための将来世代応援知事同盟へ返却しなければならない。

- (3) 当委託業務契約により作成された成果品、契約の遂行過程で生じたすべての著作権は、すべて日本創生のための将来世代応援知事同盟に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- (4) 本業務を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。特に、個人情報に関わる情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、日本創生のための将来世代応援知事同盟の指示に基づくものとする。
- (5) 委託業務の遂行にあたっては、随時、進捗状況の報告を行い、受託業務の円滑な遂行に努め、具体的な事項については、日本創生のための将来世代応援知事同盟と十分協議のうえ決定すること。
- (6) 仕様書に定めのない事項については、日本創生のための将来世代応援知事同盟と協議のうえ決定すること。